

雌阿寒岳と雄阿寒岳のこと知っていますか？

防災ワンポイントコーナー

当町とのかかわりも深い、雌阿寒岳と雄阿寒岳の火山防災対策についての講演が7月7日、釧路市阿寒湖畔「まりむ館」で行われました。

当町には、常時観測火山に指定されている「アトサヌプリ(硫黄山)」とその他の火山に指定されている「摩周(カムイヌプリ)」がありますが、アトサヌプリには噴火警戒レベルが運用されていて、火山防災計画も作成されています。

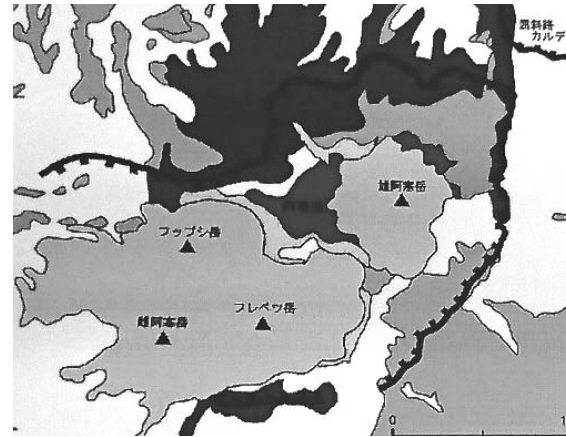
摩周については、噴気活動が認められず、かつ噴火の兆候も認められないことから火山防災対策については行われていません。

阿寒湖畔では、常時観測火山に指定されている雌阿寒岳と、その他の火山に指定されている雄阿寒岳があります。

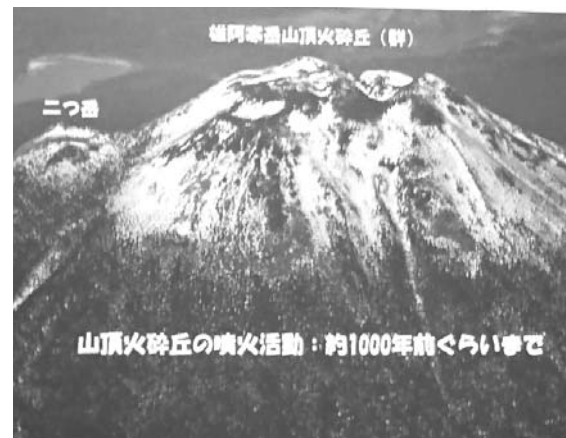
雌阿寒岳については、古くから火山防災協議会が設置されていて、大規模噴火した場合には、風向きによっては火山灰や噴石が弟子屈町にも降ってくる可能性もあります。その際には、阿寒湖畔地域の住民や観光客が阿寒横断道路を通過して、弟子屈町方向に避難して来るとも想定されています。



阿寒・屈斜路カルデラ火山群の位置関係



雌阿寒岳 一番奥に見えるのが阿寒富士



雄阿寒岳 左下に見えるのが登山道

◆活動史と火山防災対策

雌阿寒岳は、約10万年前頃に活動を開始し、フップシ岳やフレベツ岳の後に、雌阿寒岳が誕生しました。先に、13,000年前頃から中マチネシリが爆発的で大規模な噴火を繰り返し、今のように崩れた形を成しました。その後、阿寒富士が生まれ、最後に約1,000年前にポンマチネシリが誕生し、今でも活発的な水蒸気噴気活動が続いていて、頻繁に小規模な水蒸気噴火を繰り返しています。過去に大規模なマグマ噴火も起きていますが、記録に残る噴火は全て水蒸気噴火またはマグマ水蒸気爆発であり、本格的なマグマ噴火を誰も経験していないことから、火山防災対策については、まだまだ検討の余地を残しています。

一方、雄阿寒岳は、13,000年前より古い時期に山体南部の大規模崩壊を経て、長い活動休止後、約5,000年前頃から活動が再開し、約2,000～1,000年前頃に再び活動を休止して、今のような美しい形の山になったと言われています。

今も活発に活動している雌阿寒岳への注意は必要ですが、長い休止期の後に再度噴火したことがある雄阿寒岳への注意も忘れてはならないでしょう。

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額療養費と高額介護合算療養費の見直しについて

●高額療養費の限度額が見直しされます

区分	1カ月の自己負担限度額(※1)			
	平成30年7月まで		平成30年8月から	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※2	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)※2
	課税所得 380万円以上			167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)※2
	課税所得 145万円以上			80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※2
一般	14,000円 ※3	57,600円 (44,400円)※2	18,000円 ※3	57,600円 (44,400円)※2
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円

- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障がい認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が2分の1に調整されます。
- ※2 多数該当(過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。
- ※3 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

●高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

区分	現行	平成30年8月～
現役並みの所得者	67万円	【課税所得 690万円以上】212万円
		【課税所得 380万円以上】141万円
		【課税所得 145万円以上】67万円(改正なし)
一般	56万円	56万円(改正なし)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1
役場健康こども課保険年金係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

◆国民健康保険被保険者証に関するお知らせ◆

国民健康保険に加入の皆さんへ発送しました8月1日交付の被保険者証(保険証)について、保険証のレイアウトに一部相違がありますが、使用できますので、そのままお使いいただきますようお願いいたします。

☐問い合わせ先／役場健康こども課保険年金係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)